

第 1 回

成田市宿泊税に関する

有識者懇談会

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

成田市

目次

1. 成田市の情勢について
2. 宿泊税について
3. 先行自治体における宿泊税の課税要件
4. 先行自治体における宿泊税の使途
5. 成田市における宿泊税の課税要件（案）
6. 成田市における宿泊税の使途（案）

1. 成田市の情勢について

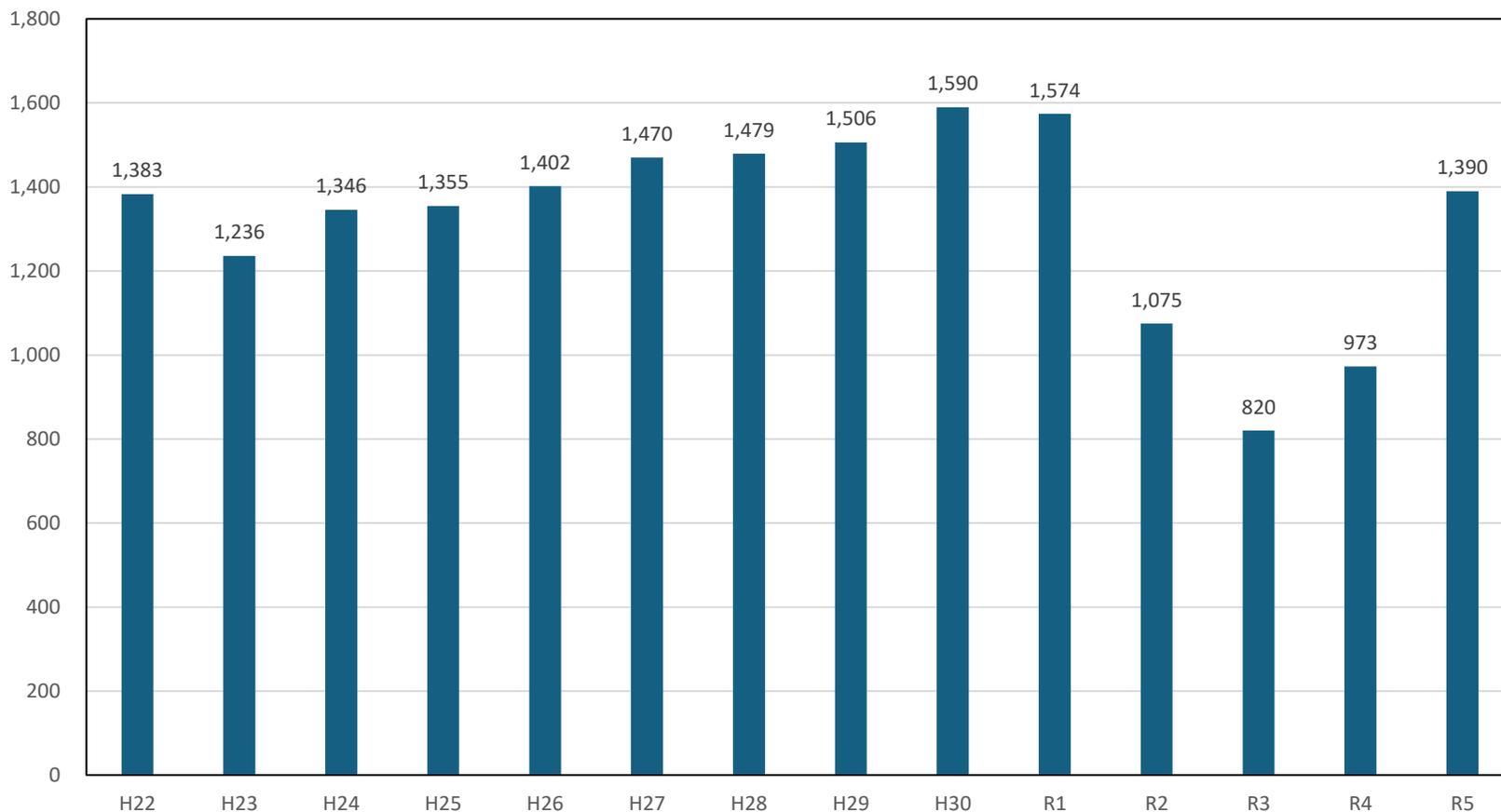
①成田市における宿泊税検討の背景

- 本市では、成田空港の更なる機能強化を見据えた取組みや、経済や観光の再興に向けた取組みを推進するとともに、それらによる雇用や人口の増加、産業需要を受け止めるインフラ等の基盤整備に取り組んでいる。
 - 成田空港における令和5（2023）年度の国際線外国人旅客数が過去最高を記録するなど、本市を訪れる観光客も増加しており、今後、成田空港の更なる機能強化により、本市における観光需要は一層拡大していくものと捉えている。
 - 日本の空の玄関である成田空港を擁する優位性を生かした戦略的なプロモーションを行いつつ、観光資源の磨き上げや新たな発掘などにより、国内外からのさらなる観光客の誘致に取り組むとともに、観光客が訪れやすく過ごしやすい環境整備などについて、より一層の充実を図っていく必要がある。
 - 千葉県においても、今後の観光振興施策や財源のあり方に関する協議や意見交換等を行う「千葉県観光振興財源検討会議」を設置し、安定的な財源確保を図るための宿泊税の導入に向けた検討をおこなっている。
- 
- 千葉県や独自に導入に向けた検討を進めている、浦安市、南房総市の動向などの宿泊税を取り巻く状況を注視していくとともに、先行自治体の事例等について調査研究を開始。

②観光入込客数の推移

新型コロナウイルス感染症の影響により、訪日外国人旅行者数や成田空港利用者数は大きく減少しましたが、行動制限や入国制限の緩和に伴い、コロナ禍前の水準に戻りつつあり、堅調な回復を見せている。

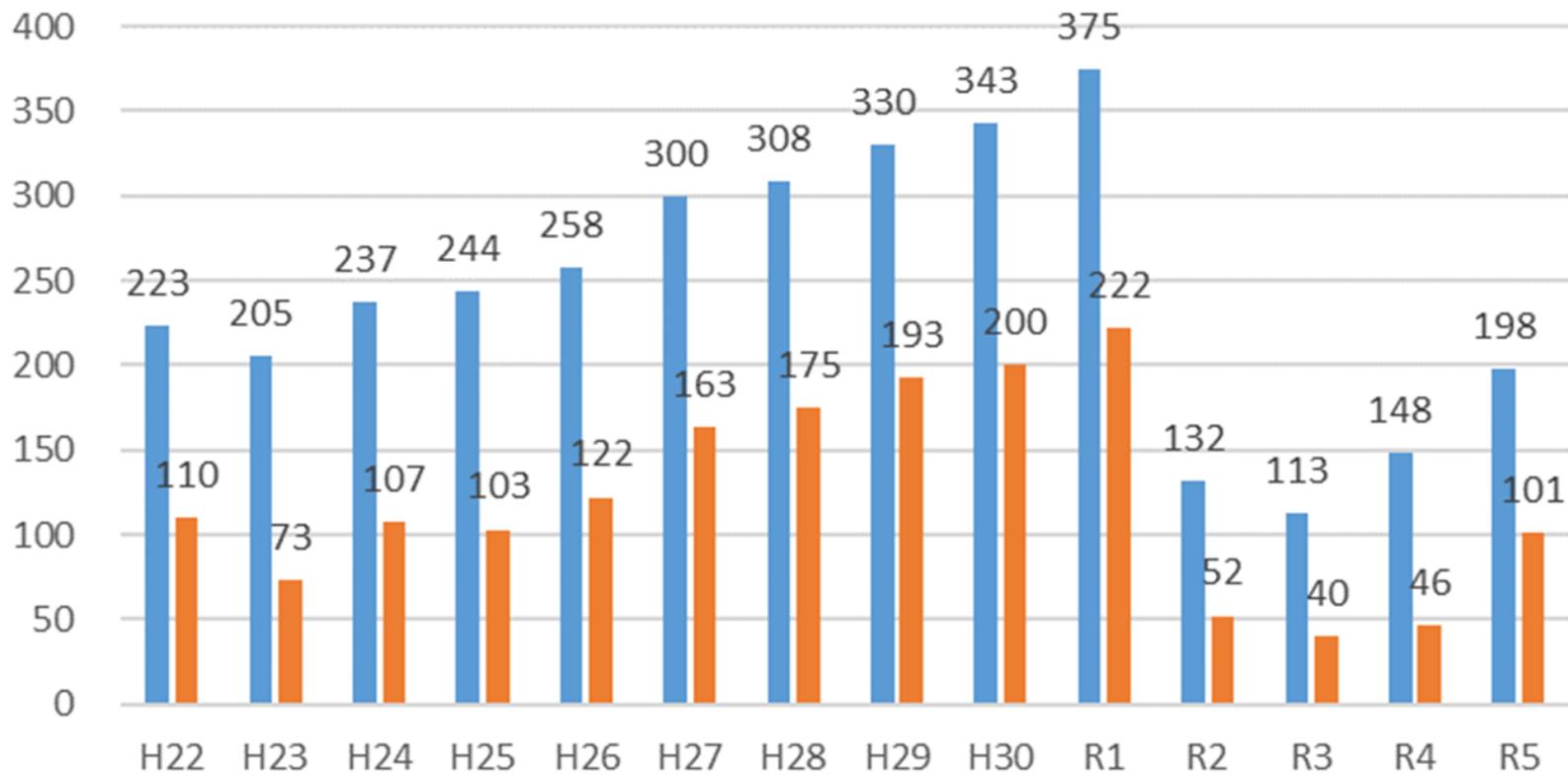
単位：万人



資料：観光プロモーション課

③延べ宿泊客数・延べ外国人宿泊客数

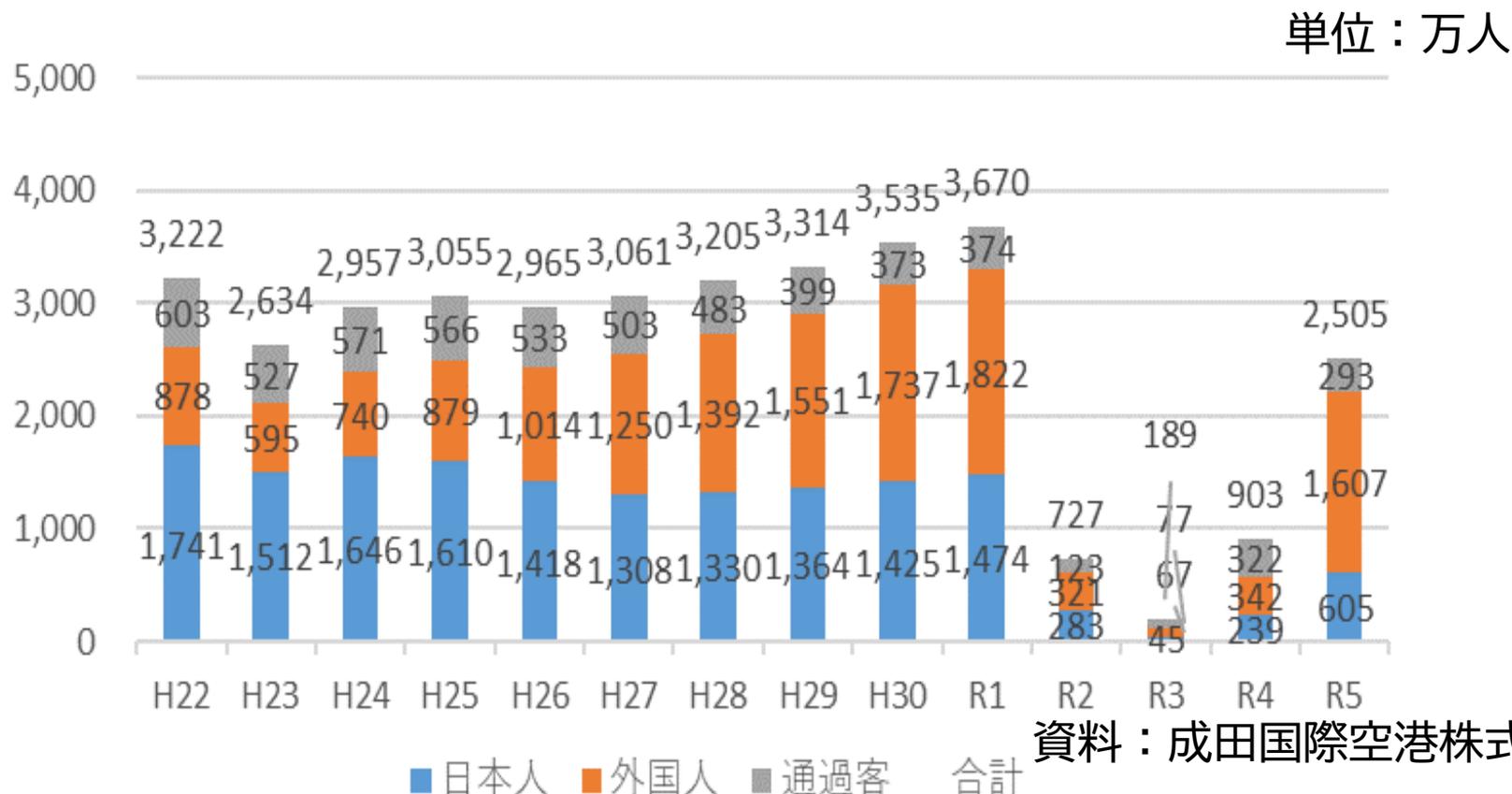
令和元年には宿泊客総数が375万人を記録。その後コロナ禍の影響により、大きく減少するも再び増加傾向にある。



■ 宿泊客数 ■ うち外国人宿泊客数 資料：観光プロモーション課

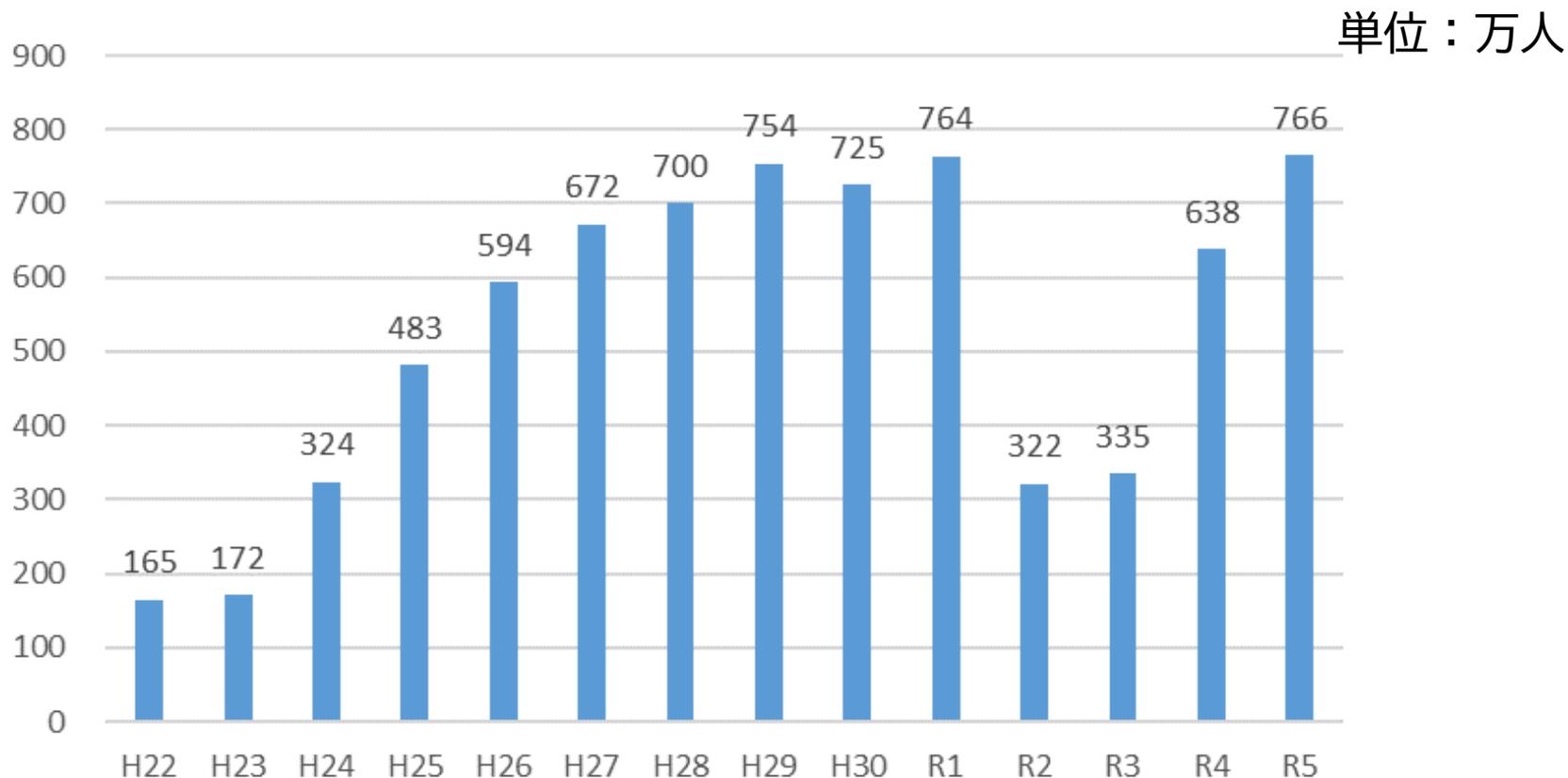
④国際線航空旅客数

令和元年には国際線航空旅客数が3,670万人を記録。その後コロナ禍の影響により、大きく減少するも再び増加傾向にある。



⑤国内線航空旅客数

令和元年には国内線航空旅客数が764万人を記録。その後コロナ禍の影響により、大きく減少するも再び増加傾向にあり、令和5年はコロナ禍前を上回る766万人を記録。

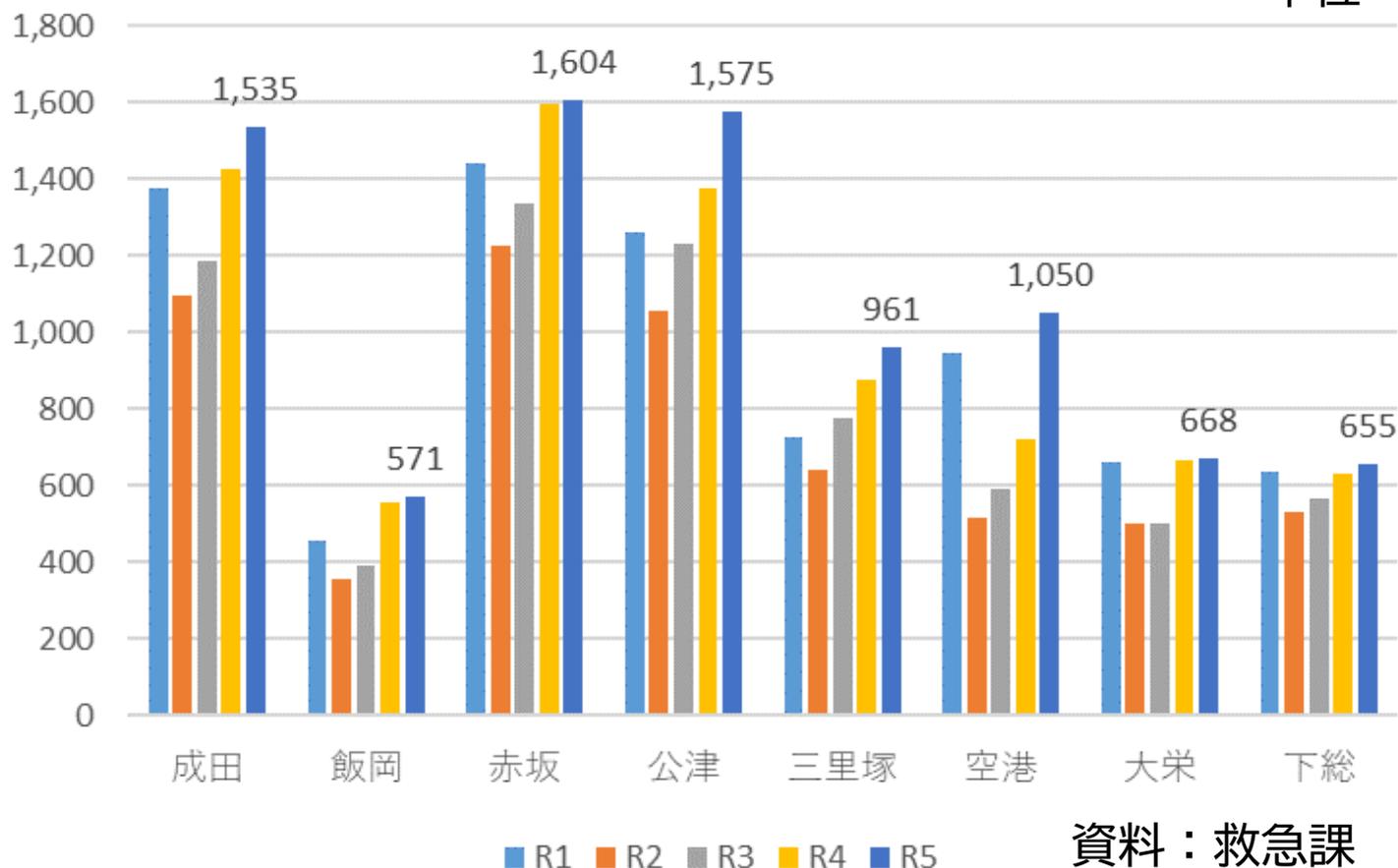


資料：成田国際空港株式会社

⑥消防署ごとの救急出動件数

令和2年度には、緊急事態宣言等による経済活動の自粛等により、空港分署の救急出動件数が大きく落ち込んだ。令和5年度には、コロナ禍前の水準を超えて上昇している。

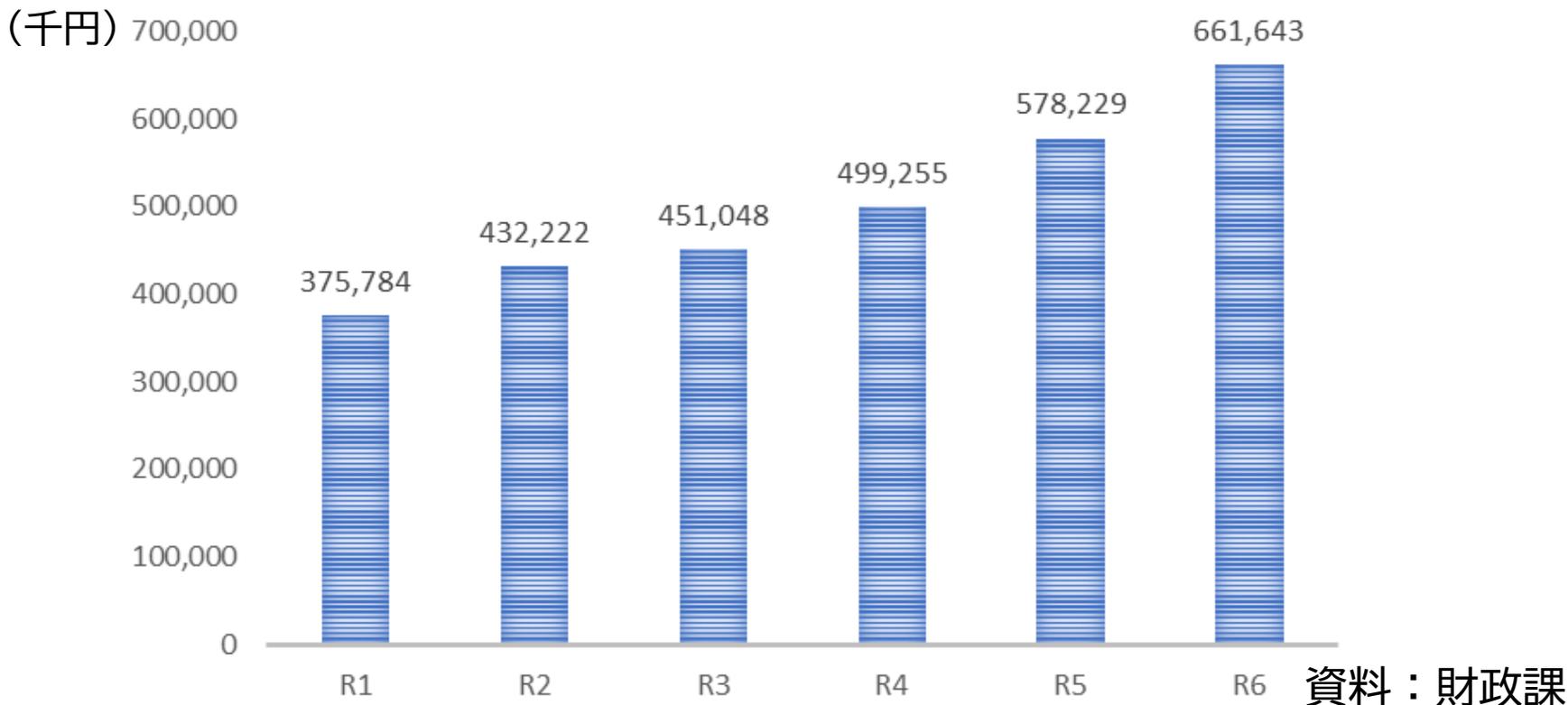
単位：件



資料：救急課

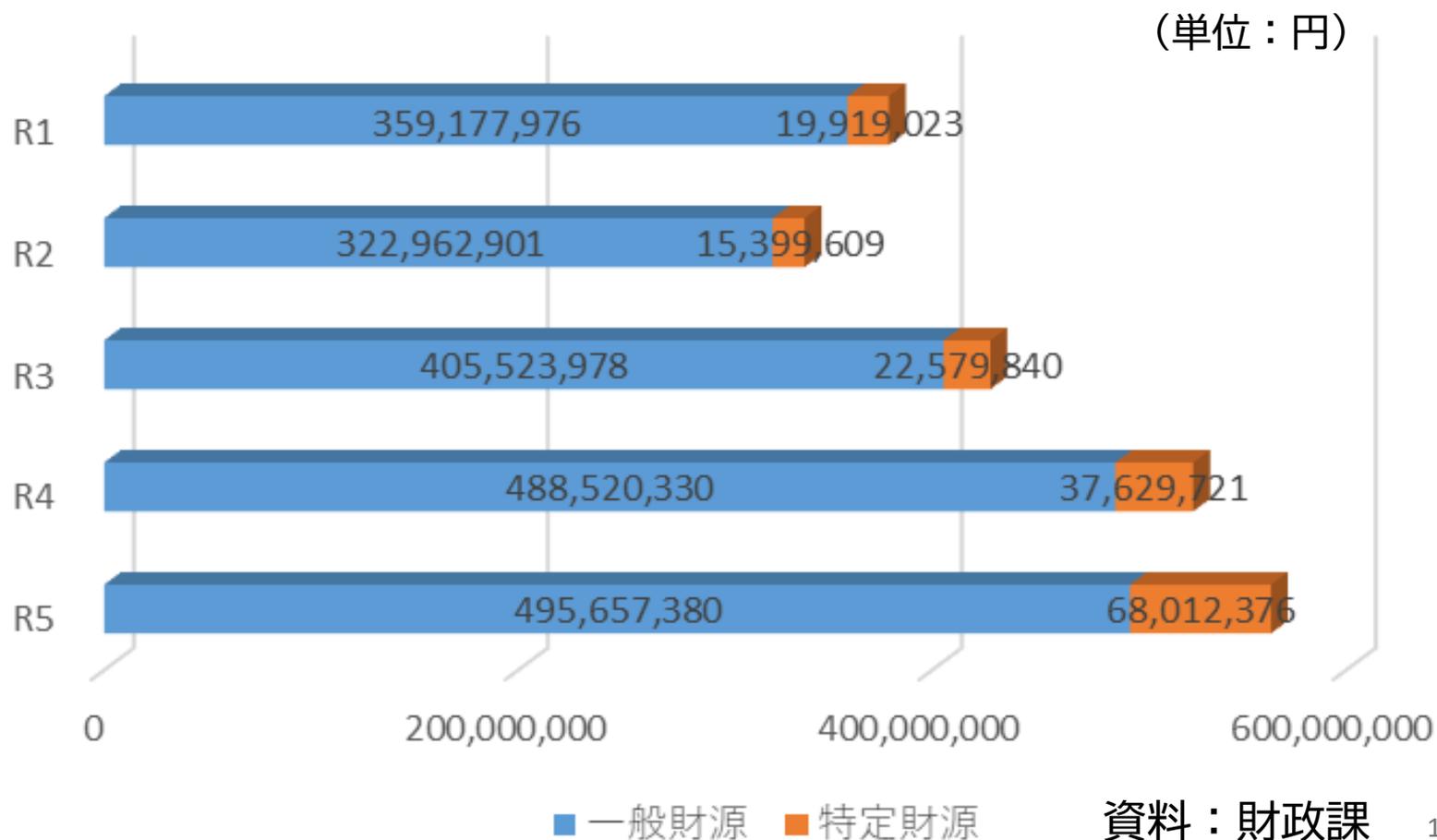
⑦観光費予算額の推移

観光立市を目指す本市では、成田国際空港、成田山新勝寺を始めとした歴史的観光資源，恵まれた自然や風景などの地域資源を生かし，観光客にとって魅力ある観光地づくりに取り組んでいる。



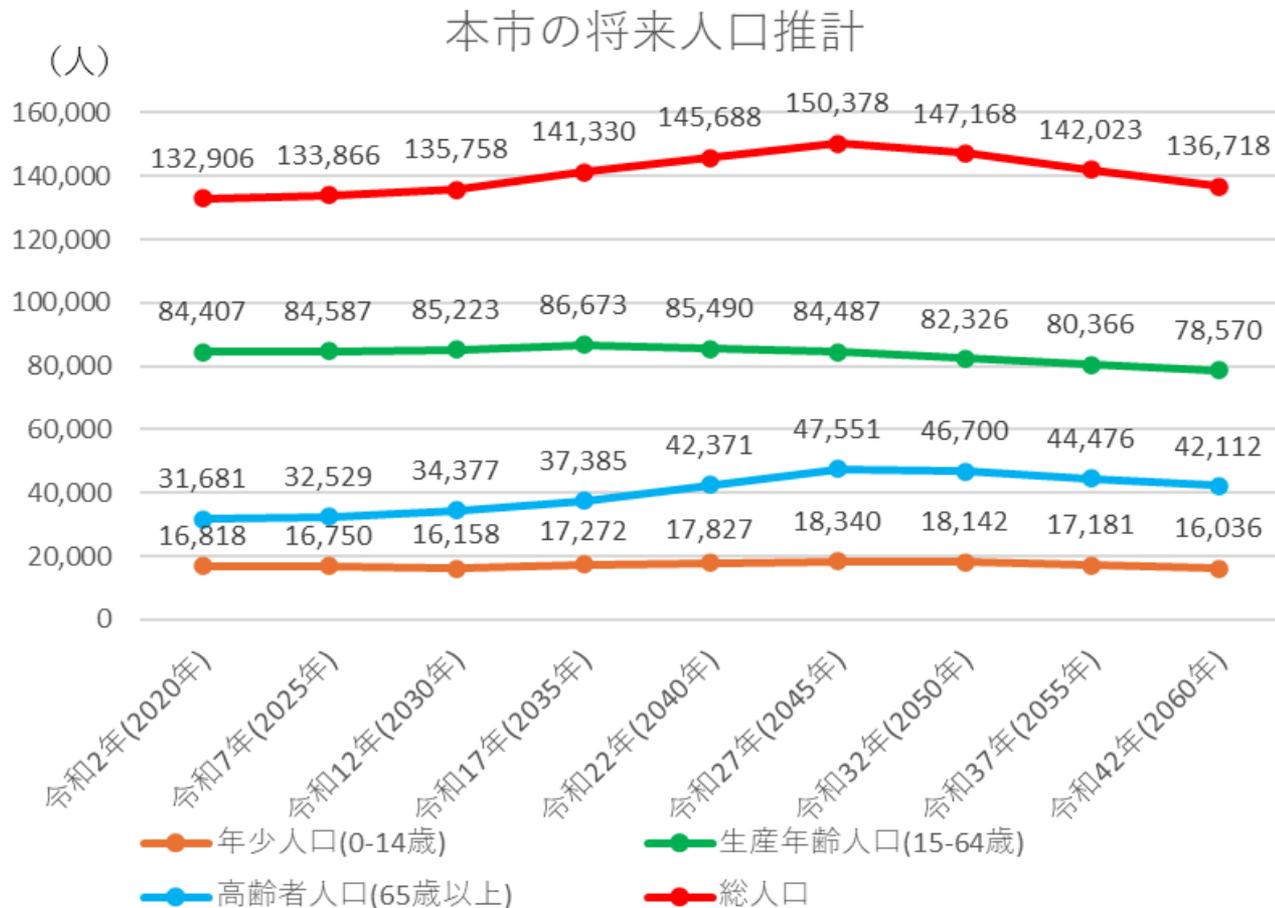
⑧観光費決算額と財源内訳の推移

本市の観光費の推移は、ふるさと納税の返礼品に係る経費を含め、毎年増加傾向にある。観光振興のための財源確保は財政運営の課題の一つである。



⑨人口構造の変化に伴う財政懸念

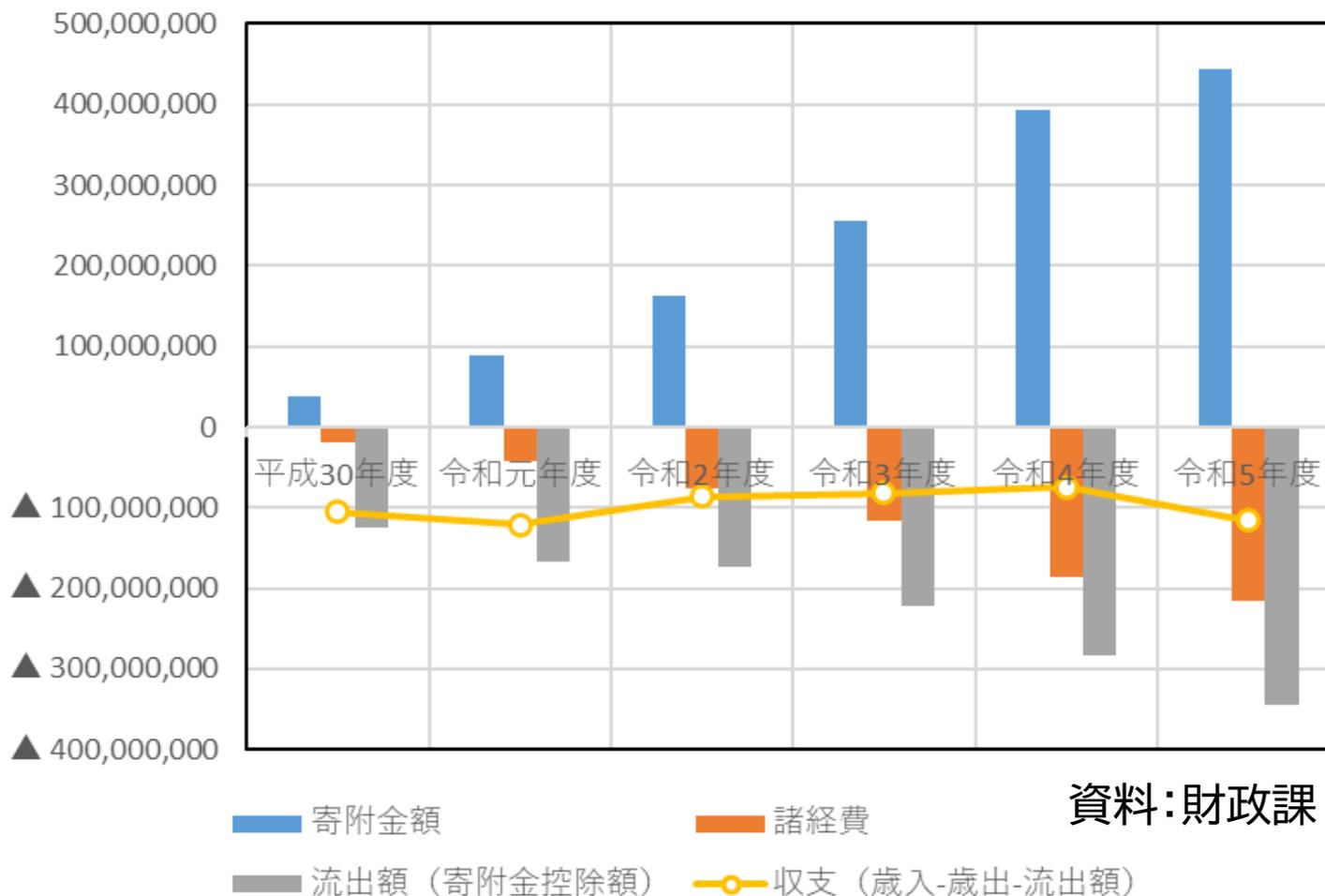
長期的に見ると、生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向のため、市税収入などの歳入の減少要因となる一方で、福祉関連の扶助費など**社会保障関連経費が増加**することが見込まれる。



資料：成田市人口ビジョン令和3(2021)年度改訂版

⑩ふるさとと納税による減収額

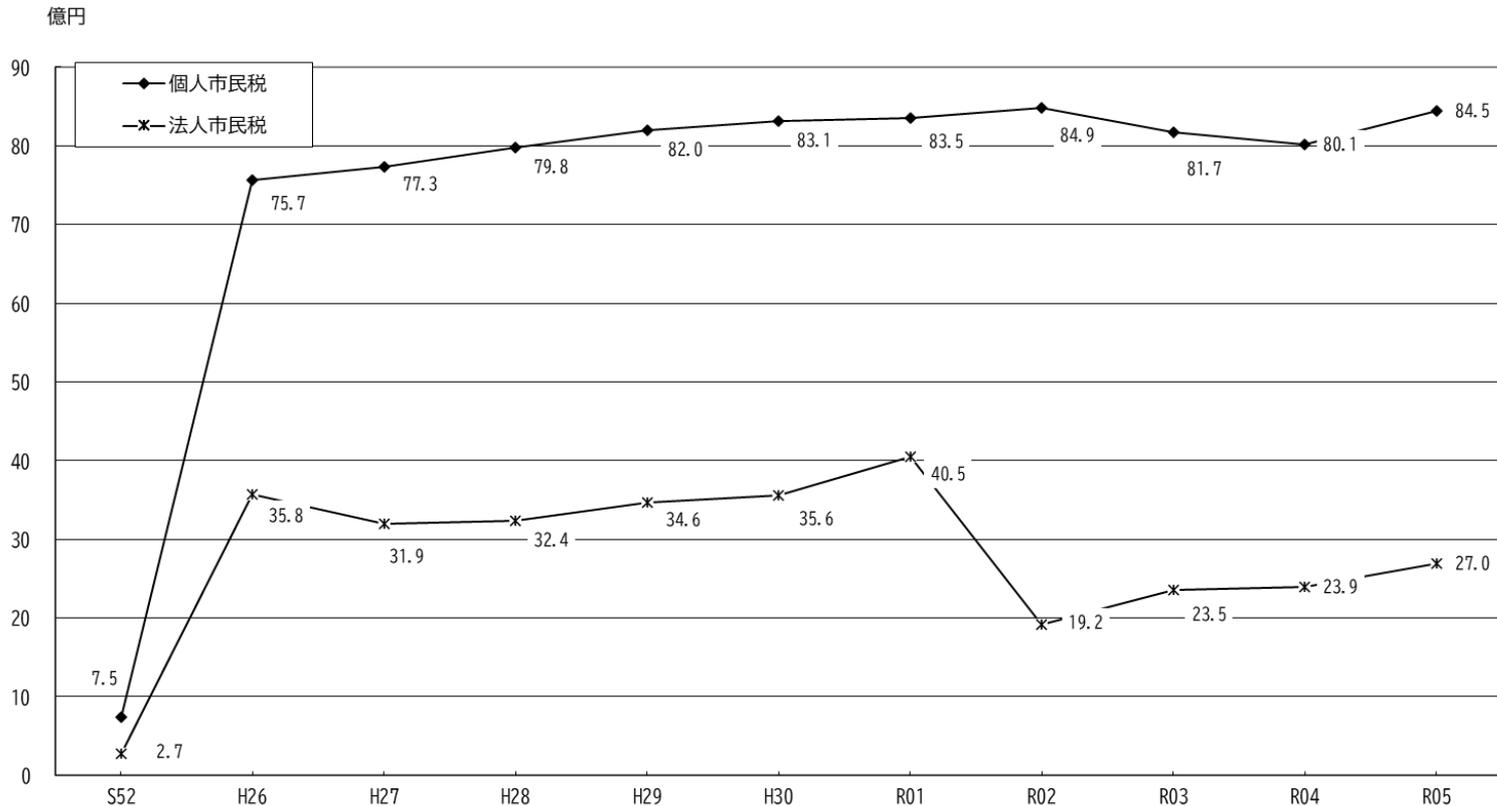
ふるさとと納税寄附金は年々増加しており、令和5年度は約4.4億円ですが、寄附金税額控除による流出額も増加しており、同年度の収支は約1.2億円のマイナスになっている。



⑪法人市民税の減収、推移

法人市民税は、空港関連企業などに支えられ、堅調な推移を示していたが、コロナ禍により大きく落ち込んだ。

今後も、コロナ禍と同様のパンデミックなどが発生した場合には、法人市民税が減収となるリスクを抱えている。

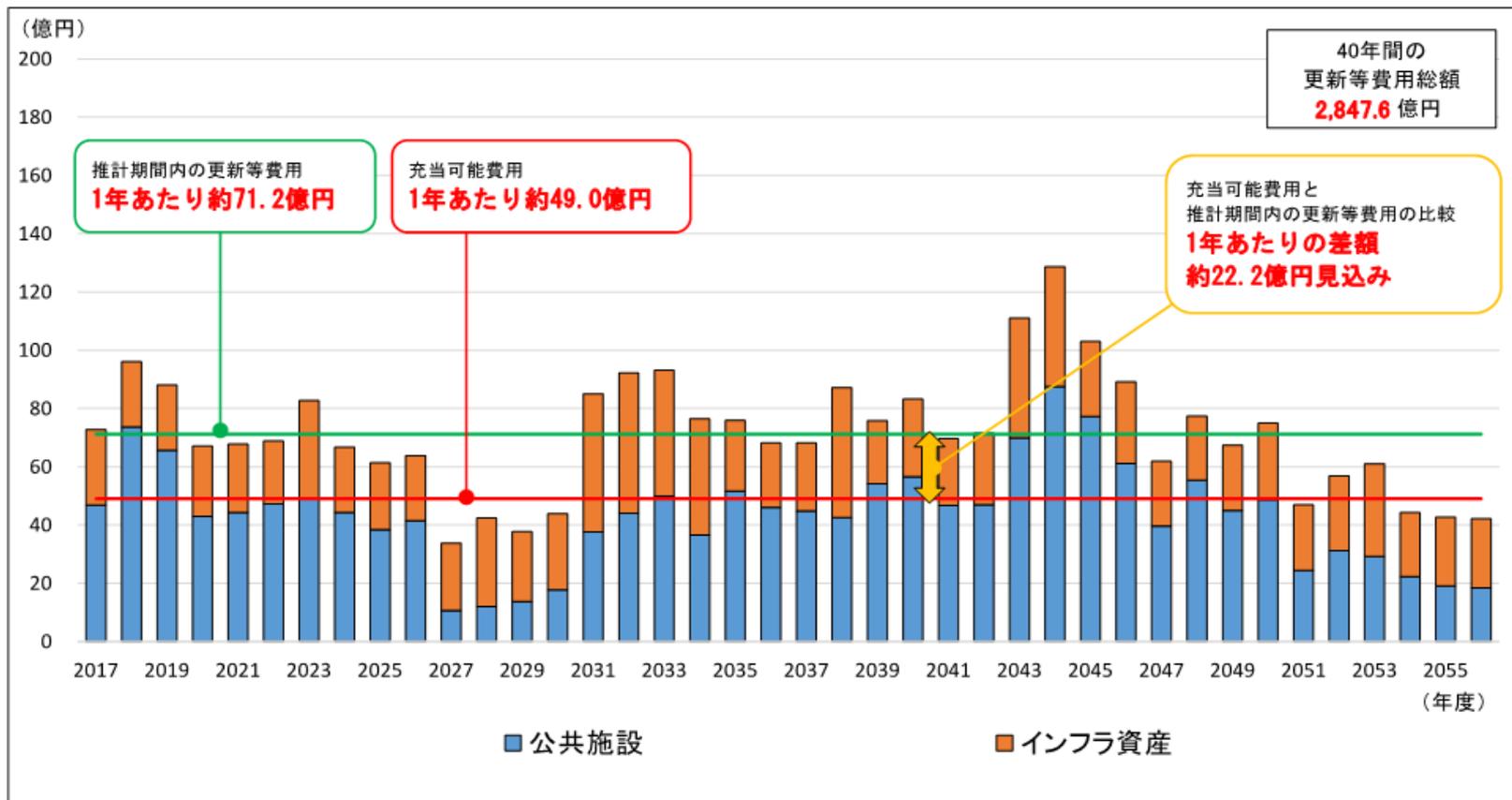


資料:財政課

⑫ インフラ施設の整備・更新にかかる費用

公共施設等の適正な維持管理を行い，市民生活に影響を与えないためには，今後，**多額の財政負担が必要**となる。

図 2-18 公共施設等の将来の更新等費用推計グラフ（一般会計のみ）



資料：公共施設等総合管理計画

⑬財政力指数の推移、経常収支比率の推移

経常収支比率、将来負担比率や実質公債費比率が上昇傾向にあり、健全な財政状況は維持しているものの、継続して注視が必要。

(金額単位：百万円)

	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
財政力指数 (3年平均)	1.296	1.309	1.328	1.295	1.287	1.269	1.296	1.311	1.335	1.359
財政力指数 (単年度)	1.317	1.324	1.343	1.217	1.300	1.289	1.300	1.344	1.362	1.371
経常収支比率	84.3%	84.6%	88.5%	89.2%	88.6%	90.2%	93.3%	91.7%	90.3%	89.4%
公債費負担比率	10.9%	11.0%	10.9%	13.0%	11.2%	11.5%	12.5%	11.9%	11.4%	10.9%
実質公債費比率	6.7%	7.4%	7.9%	8.6%	9.3%	9.9%	10.2%	10.2%	9.9%	9.2%
将来負担比率	76.0%	77.3%	86.7%	99.4%	90.1%	92.2%	100.0%	110.9%	116.3%	123.3%
積立基金現在高	9,768	9,161	6,980	7,355	5,767	5,740	4,099	2,546	2,328	2,538
うち財政調整基金	7,862	7,288	5,167	5,835	4,471	4,520	3,008	1,561	1,438	1,724
地方債現在高 (一般会計)	49,423	48,006	49,499	48,762	45,675	45,298	45,670	49,364	51,779	55,422

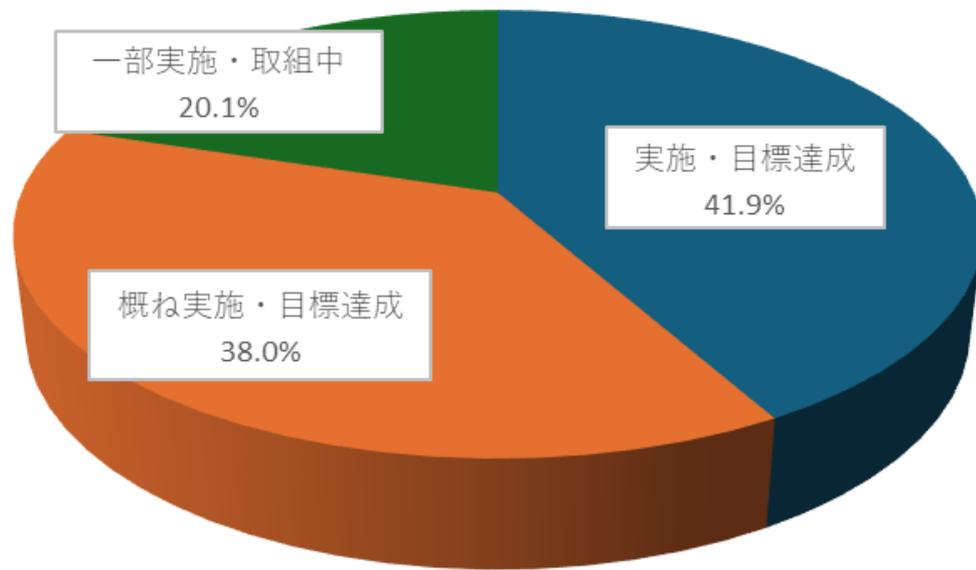
H29～R5：決算ベース、R6：決算見込ベース、R07～：実施計画ベース

資料：財政課

⑭成田市における行政改革進行状況

行政改革推進計画に基づき、市民満足度を重視した行政サービスの向上（**質の改革**）と、簡素で効率的・効果的な行政経営（**量の改革**）を車の両輪として、行政改革に取り組んでいる。

項目の状況	令和5年度	割合
実施・目標達成	54	41.9%
概ね実施・目標達成	49	38.0%
一部実施・取組中	26	20.1%
合計	129	100%

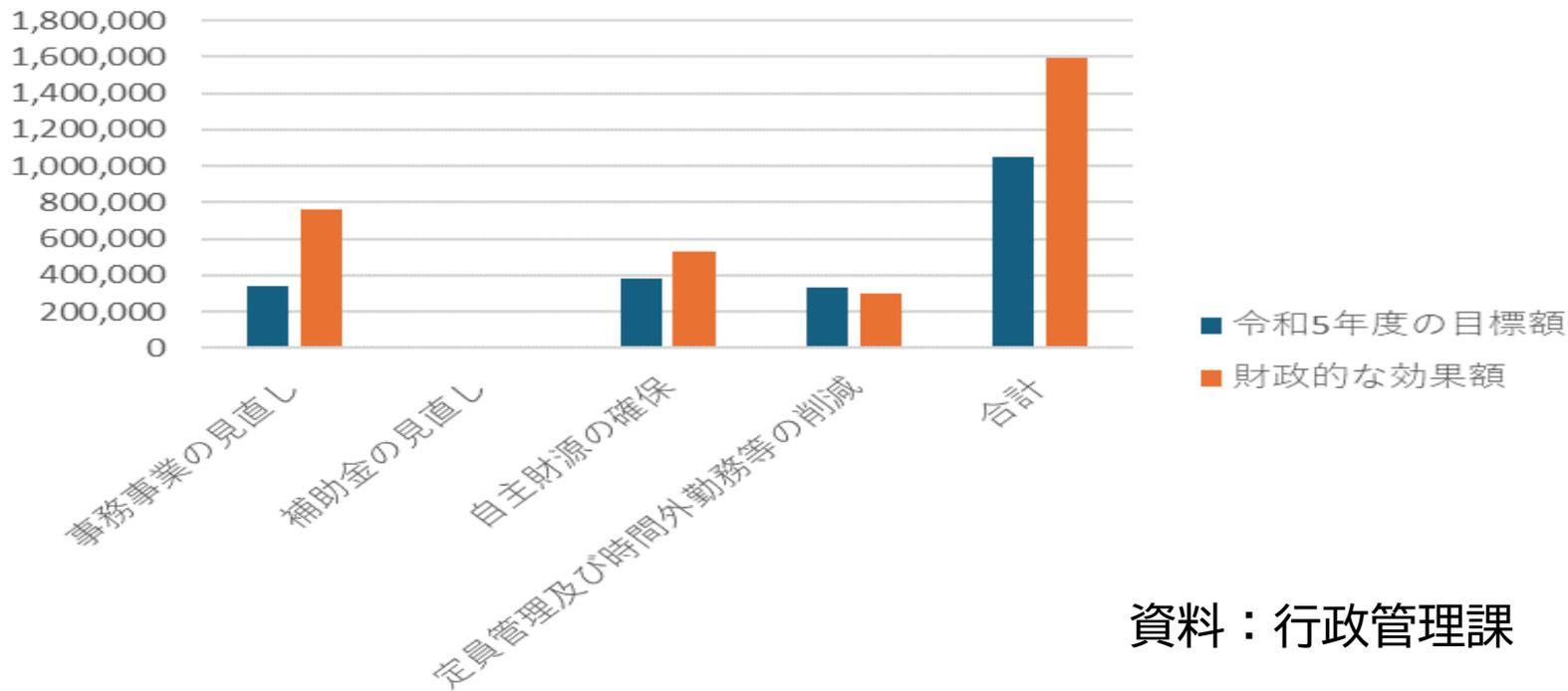


令和6年3月時点

資料：行政管理課

⑭成田市における行政改革進行状況

令和5年度の財政的な効果は、**約16億円**と算出



資料：行政管理課

措置項目(令和5年度に実施した主な内容)	令和5年度の目標額	財政的な効果額	達成率
事務事業の見直し	341,062	760,828	223.1%
補助金の見直し	—	—	—
自主財源の確保	378,779	532,468	140.6%
定員管理及び時間外勤務等の削減	333,765	303,365	90.9%
合計	1,053,606	1,596,661	151.5%

2. 宿泊税について

①宿泊税とは

- 宿泊税とは，課税対象地域のホテルや旅館等への宿泊に対して課される法定外税
- 課税対象は宿泊者
- 導入自治体では各宿泊施設は特別徴収義務者となり納入

【法定外税とは】

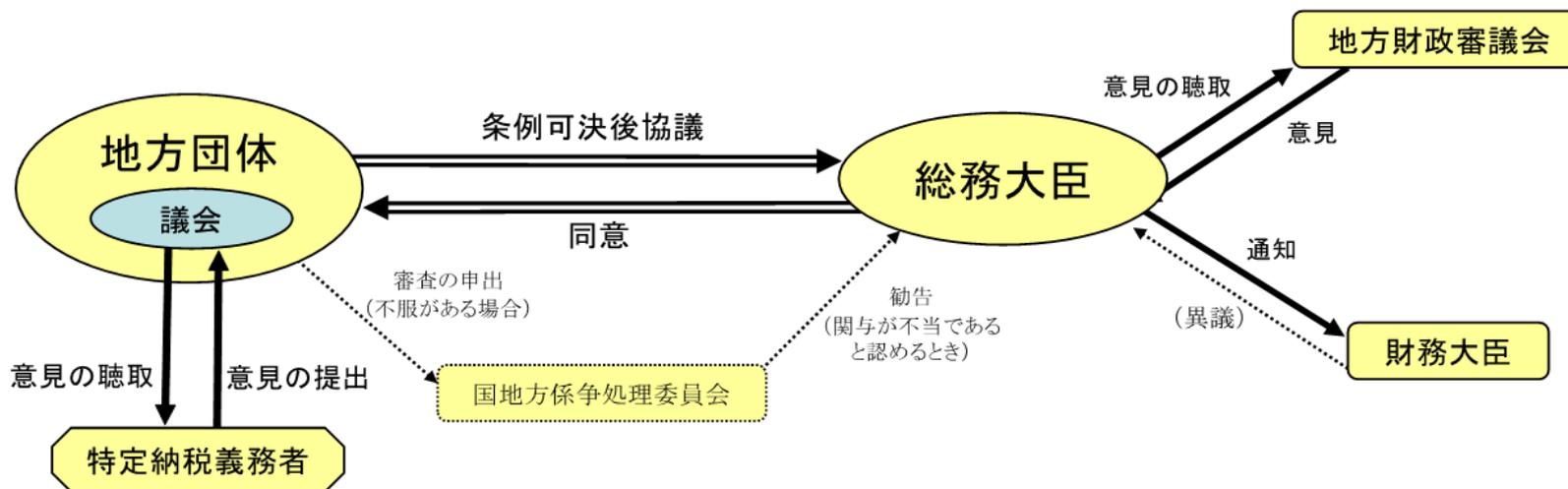
地方団体が，地方税法に定める税目（法定税）以外に，条例により税目を新設するもの

目的税・・・用途を特定する

普通税・・・用途を特定しない

法定外目的税・・・地方税法に定めのない法定外税のうち
あらかじめその使い道が決まっている税

②法定外税新設の際の手続き



法定外税は、地方自治体が条例で税目を定めることができるが、総務大臣の協議・同意が必要となり、総務大臣は次の場合を除き同意することとなっている。

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の施策に照らして適当でないこと

③税以外の財源確保の検討

観光振興策等の財源確保策を比較してみると、以下のとおり、**地方税**が最も優れている

種類	安定性・継続性	受益と負担	規模
地方税	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く設定して負担を求めることが可能	一定規模の確保が可能
分担金	安定的だが継続的な確保が困難	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	規模は限定的
負担金			
使用料			
手数料	安定的・継続的な確保が可能		
寄附金	安定的・継続的な確保が困難	受益者が必ずしも負担する必要はない	規模は限定的 (条件等によっては一定規模の確保も可能)

④観光行動に着目した課税対象の比較検討

観光施策等の財源確保策として，法定外目的税創設の選択肢を比較してみると下表のとおり**宿泊**が最も優れている。

観光行動	課税対象	課税対象の補足	課税対象の補足に係る徴税コスト
入域	市への入域行為	捕捉が困難(手段が多岐に渡る)	莫大なコストが掛かる
宿泊	ホテルや旅館等への宿泊行為	比較的捕捉し易い	比較的成本が掛からない
交通機関の利用	交通機関(鉄道・バス等)の利用	捕捉が困難(旅行者の判別が不可能)	莫大なコストが掛かる
駐車場の利用	有料駐車場の利用		
飲食	飲食店頭での飲食行為		

3. 先行自治体における 宿泊税の課税要件

①先行自治体における宿泊税の課税要件

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1	R5.4.1
納税義務者	旅館・ホテルへの宿泊者	旅館・ホテル・簡易宿所・民泊への宿泊者							
税率 ※1人1泊あたり	①100円 (1万～1万5千円) ②200円 (1万5千円～)	①100円 (7千円～1万5千円) ②200円 (～2万円) ③300円 (2万円～)	①200円 (～2万円) ②500円 (～5万円) ③1,000円 (5万円～)	①200円 (～2万円) ②500円 (2万円～)	宿泊料金の 2% (定率制)	一律200円 ※福岡市 内、北九州 市内は50円	①150円 (～2万円) ②450円 (2万円～)	一律150円	①100円 (～1万円) ②200円 (～2万円) ③500円 (2万円～)
免税点	あり (1万円)	あり (7千円)	なし	なし ※R6.10.1～ あり(5千円)	なし				
課税免除	外国大使等		修学旅行 外国大使等	外国大使等	修学旅行 外国大使等	外国大使等			修学旅行 外国大使等
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体に納入する）								
特別徴収義務者	旅館・ホテルの経営者	旅館・ホテル・簡易宿所・民泊の経営者							
	宿泊税の徴収について便宜を有する者（実質的経営者）								
申告期限	各月の初日から末日までの間の分について翌月末日までに納入 ※一定の要件（金額要件、経営開始時期等）を満たす場合、3か月ごとの納入が可能								
制度の見直し	5年ごと					条例施行後3年、その後は5年ごと			3年ごと
特別徴収義務者報奨金	納期内納入額の2.5% 導入5年:3% 上限:100万円	納期内納入額の1.0～2.5% 導入5年: +0.5%加算	納期内納入額の2.5% 導入5年:3% 上限:200万円	納期内納入額の2.5% 導入5年:3% 上限:前/後期各50万円	納期内納入額の1.0～2.5% 導入5年: +0.5%加算	納期内納入額の2.5% 導入5年:3% (導入5年は全て電子申告かつ納期内納入で3.5%) 上限:200万円			納期内納入額の2.5% 上限:50万円
システム改修に係る補助金	なし								あり 補助率1/2 上限:50万円

②県内自治体における宿泊税の課税要件(案)

	千葉県	浦安市	南房総市
導入予定時期	未定	2025年度以降	未定
納税義務者	旅館・ホテル・簡易宿所・民泊への宿泊者		
税率 ※1人1泊 あたり	一律150円	一律100円	一律100円
免税点	なし		
課税免除	外国大使等	外国大使等、修学旅行生等	外国大使等
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、自治体に納入する）		
特別徴収義務者	旅館・ホテル・簡易宿所・民泊の経営者		
申告期限	各月の初日から末日までの間の分について翌月の末日までに納入する ※一定の要件を満たす場合、3ヶ月分をまとめた納入を可能とする(具体的な要件については検討)		
制度の見直し	条例施行後5年を目途に検討を行う		
特別徴収義務者報奨金	納期内納入額の2.5% (導入後の加算措置や上限の設定について検討)		
システム改修支援	宿泊税の徴収事務に必要な会計システムの改修等への支援を検討		

4. 先行自治体における宿泊税の使途

① - 1 先行自治体における宿泊税の使途

施策項目	事業例	自治体
受入環境の整備・充実	・観光案内機能の充実	東京都
	・Wi-Fi利用環境整備事業	//
	・FreeWi-Fi設置促進事業	大阪府
	・宿泊施設のおもてなし環境整備促進事業費補助	//
	・観光地周辺のトイレ洋式化等の整備・充実	京都市
	・市バス, 地下鉄の案内表示等の多言語化	//
	・宿泊施設等のおもてなし力の向上	金沢市
	・まちなかの歩行環境の向上	//
	・ユニバーサルデザインタクシー導入促進	福岡市
観光資源の魅力の増進(磨き上げ)	・水辺の魅力を活かした東京の顔づくり	東京都
	・隅田川テラスの賑わいの創出, 橋梁のライトアップ	//
	・大阪ストーリープロジェクト事業	大阪府
	・ナイトカルチャー魅力創出事業	//
	・京町屋, 文化財の保全及び継承	京都市
	・観光地周辺の無電柱化による景観の保全	//
	・「夜観光」魅力アップによる「宿泊観光」の推進	//
	・歴史的まちなみや景観の保全, 建築文化の発信	金沢市
	・伝統芸能の支援	//
	・食文化の継承, 振興	//
	・歴史, 文化に配慮した道づくり	福岡市

① - 2 先行自治体における宿泊税の用途

施策項目	事業例	自治体
国内外への情報(魅力)の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人旅行者誘致の新たな展開 ・国内外からの誘客促進事業 ・海外への情報発信強化 ・観光, 文化コンテンツの発信力強化事業 ・客層に応じた旅のコーディネート, PRの展開 ・祭りの魅力発信事業 	東京都 大阪府 京都市 // 金沢市 福岡市
MICEの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・MICE誘致の促進 ・MICE誘致対策 ・コンベンション誘致の促進 ・国内を代表するMICE拠点の形成 	東京都 京都市 金沢市 福岡市
来訪者, 市民双方の満足度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市バス, 観光地等における混雑への対応強化 ・観光客の集中緩和に向けた取組み ・民泊対策事業 ・交通混雑の緩和と安全な歩行環境の確保 ・ポイ捨てなどの迷惑行為の防止 	京都市 // // 金沢市 //

②千葉県における宿泊税の使途（案）

千葉県が取り組むべき観光振興施策と事業規模 約45億円

○取組の方向性 約32.5億円

1. 観光人材の確保・育成・定着 約11億円

観光地経営人材の支援等，観光産業人材の支援等，実務人材の確保等

2. 持続可能な観光地づくり 約14億円

観光客のニーズ把握と地域の多様な資源の磨き上げ，観光資源の有効活用
二次交通等，宿泊・滞在を延ばす取組

3. インバウンドの推進 約4億円

効果的かつ効率的なプロモーションの展開，受入環境の充実
県内周遊の促進及び旅行消費額の増加

4. デジタル技術の活用 約3.5億円

観光客のニーズに合った情報提供等，経営効率化のための活用
ビッグデータ等の活用による観光地経営の効率化等，デジタル人材の確保・育成

○市町村、DMOへの支援 約11億円

補助金又は交付金として支援

○宿泊税事務の適正な運営 約1.5億円

特別徴収義務者報奨金…納期内納入額の2.5%

5. 成田市における 宿泊税の課税要件（案）

宿泊税導入に係る基本的な考え方

- 本市は、日本の空の玄関である成田空港を擁し、成田山新勝寺の参詣、成田祇園祭や成田伝統芸能まつり、成田POPランをはじめとする数々の魅力的なイベントを抱え、観光立市を掲げていることから、来訪者にとってより良いまちづくりに取り組んでいる。
- 外国人旅行客をはじめ、市外から多くの人を訪れることから、救急需要、インフラ整備、ごみ処理体制、外国語対応などの各種行政需要に対応していく必要がある。
- これらに対応するための財源確保は、重要な課題であり、安定的かつ持続的な財源として宿泊税を導入することにより、来訪者が安心して滞在できる受入れ環境の充実を図りつつ、宿泊客や来訪者の増加につなげ、市内経済の活性化、成田ブランドの向上など、「宿泊税」による好循環を創出したい。
- 成田を訪れる観光客は、市のサービスを楽しんでいるが、現在これらは市民の収めた税金などにより費用負担をしている。受益者負担の考えから、一定の行政サービスを受ける観光客の方々に相応のご負担をいただく。

成田市における宿泊税の課税要件（案）

	成田市案
課税客体	市内に所在する次の施設又は住宅（以下「宿泊施設」という）への宿泊 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数
税率	
免税点	なし
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊（修学旅行等の例外規定なし）
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市又は県へ納入する）
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
申告期限	各月の初日から末日までの間の分について翌月の末日までに納入する ※一定の要件を満たす場合、3ヶ月分をまとめた納入を可能とする（具体的な要件については検討）
制度の見直し	条例施行後5年を目途に検討を行う
特別徴収義務者報奨金	納期内納入額に対して2.5%（導入後の加算措置や上限の設定について検討）

6. 成田市における宿泊税の使途(案)

成田市における宿泊税の使途(案)

施策項目	事業例
受入環境の整備・充実	・ 観光に関わるインフラの整備
	・ 迎春時等における来訪者受入れ環境の整備
	・ 鉄道駅前環境の整備充実
	・ 来訪者にも優しい鉄道駅前周辺等の公共サインの整備
宿泊施設等の環境整備・充実	・ 宿泊施設等における多言語化対応
	・ IT環境の整備やキャッシュレス決済端末の導入整備
	・ 利便性向上につながる施設環境整備
観光資源の魅力増進	・ 新たな観光資源の発掘
	・ イベントの開催
国内外への情報(魅力)発信	・ 国内外からの誘客促進
	・ 教育旅行などの団体客の誘致促進
	・ ビッグデータを活用した観光デジタルマーケティング